

## 別表六（十一）の記載の仕方

この明細書は、次に掲げる場合に記載します。

- (1) 青色申告法人が措置法第42条の4第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（その法人が同条第8項第3号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が他の事業年度（同項第2号に規定する他の事業年度をいいます。以下同じです。）において同条第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）
- (2) 青色申告法人（措置法第42条の4第8項第3号の通算法人を除きます。）が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する同条第5項各号

又は第6項第1号若しくは第2号に掲げる事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合

- (3) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人が対象事業年度（同項第8号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第9号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度をいいます。以下同じです。）において同条第4項の規定の適用を受ける場合（同条第8項第3号イの他の通算法人がその対象事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合を含みます。）